

会 則

第1条（適用）

1.本会則は、「プライベートレッスンスタジオ TAKE IT EASY」（以下、「本スタジオ」といいます。）を運営する「TAKE IT EASY 株式会社」（以下、「当社」といいます。）と、本スタジオ会員、ビジター、本スタジオに入会しようとするトライアルの方（以下、総称して「利用者」といいます。）との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と利用者の間の本スタジオ利用に関わる一切の関係に適用されます。

2.当社が、本スタジオのホームページ上又は本スタジオ内で随時掲載及び掲示する「入会時重要確認事項」等の諸規定（以下、本会則と併せていう場合は「本会則等」といいます。）は本会則の一部を構成するものとします。

第2条（理念等）

1.本スタジオは、本スタジオ会員が本スタジオの施設を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進及び会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの振興を図ることを理念とします。

2. 利用者は、自らに疾病がある場合等の理由により本スタジオが定めるフィットネスプログラムに堪え得る健康状態で無い場合は、フィットネスプログラムを行うことにより健康を害することがあることを予め理解しているものとします。

3. 利用者は、トレーニングの性質上トレーナーが身体に触れる必要性があることを予め了承するものとします。

第3条（管理運営）

本スタジオの全ての施設は当社が運営し、当社は管理運営にあたる事務所を施設内に置きます。

第4条（会員制）

本スタジオは原則会員制としますが、第12条以下の定めによりビジター・トライアルの利用も認めることがあります。

第5条（利用資格）

利用者が、本スタジオを利用するためには、以下の全ての条件を充足する必要があります。

- ① 本スタジオが定めるフィットネスプログラムに堪え得る健康状態であること及びその旨を当社に申告すること
- ② 妊娠中で無いこと
- ③ 飲酒状態で無いこと
- ④ 医師に運動を禁じられていないこと

- ⑤ 集団感染の恐れのある疾病及び痙攣や意識喪失などの症状を招く疾病を有していないこと
- ⑥ 本会則等全てに同意すること
- ⑦ 暴力団関係者でないこと
- ⑧ 過去に当社より除名等の処分を受けていないこと
- ⑨ その他正常な施設利用ができないとスタジオ運営者が判断しないこと

第6条（入会手続）

1. 本スタジオに会員として入会するためには、以下の手続を行う必要があり、以下の手続が完了した時点で会員となることができます。

- ① 当社所定の申込書類による入会手続
- ② 第9条に定める諸費用等の支払手続

2. 未成年の方が入会しようとするときは所定の申込書類により親権者の同意を得た上で、申込みをするものとします。この場合、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本会則等に基づく責任を未成年者本人と連帯して負うものとします。

第7条（諸手続）

1. 会員は入会申込書に記載した内容（住所、勤務先、メールアドレス等）に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。

2. 当社より会員の住所宛に通知する場合は、会員から届出のあった最新の住所宛に行い、通知の発送をもって通知の効力を有します。

3. 第1項の変更手続、退会及び休会手続は、必ず本スタジオ受付において書面による手続が必要であり、電話、メール、郵送での変更手続、退会及び休会手続は無効とします。

第8条（個人情報保護）

当社は、当社の保有する個人情報を、当社が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

第9条（諸費用）

1. 月会費及びその他の費用（以下、「諸費用」といいます。）については別に定めるものとします。

2. 会員は別に定める納入期日までに月会費及び諸費用を支払うものとします。

3. 月会費は入会した月より発生し、入会日に応じて日割り計算を行います。

4. 月会費の引き落としができない場合、翌月以降の月会費に合算して処理します。

5. 会員は実際の施設使用の有無に関わらず会員資格喪失までの月会費及び諸費用を支払うものとします。

6. 一旦納入した月会費及び諸費用は、いかなる理由があっても返還しません。

第10条（会員資格の取得）

第6条の手続が完了した時点で会員資格を取得したものとします。

第11条（会員資格の相続・譲渡）

本スタジオの会員資格は他の方に相続・譲渡できません。

第12条（ビジター・トライアル）

本スタジオにおいては、以下の条件を満たすことにより、会員以外の方（以下、「ビジター・トライアル」といいます。）の施設利用を認めることができます。

1. 別に定めるレッスン料の支払い
2. 第14条から第17条及び第23条の遵守

第13条（その他会員以外の施設利用）

当社は、特に必要と認めた場合は、会員、ビジター・トライアル以外の方の施設利用を認めることができます。

第14条（諸規則の遵守）

利用者は本スタジオ諸施設の利用にあたり、本会則及び施設内諸規則を遵守し、施設スタッフの指示に従うものとします。また、施設内の秩序を乱す行為を禁止します。

第15条（禁止事項）

利用者は、館内において次の行為を禁止します。

1. 他の方や施設スタッフを誹謗、中傷する行為
2. 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為
3. 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為
4. 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為
5. スタジオの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し
6. 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の迷惑行為
7. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為
8. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為
9. 刃物などの危険物の施設内への持ち込み
10. 物品販売や営業行為、金銭の貸貸、勧誘行為、政治活動、署名活動
11. 高額な金銭、貴重品の施設内への持ち込み

12. 飲酒、喫煙、所定の場所以外での飲食、携帯電話の使用、撮影、更衣室以外で着替える行為

第16条（損害賠償責任免除）

1. 利用者が本スタジオ施設の利用中、利用者自身が受けた損害に対して、当社は当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. 利用者同士の間が生じた係争やトラブルについても、当社は当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切その解決に関与せず、責任を負いません。

第17条（利用者の損害賠償責任）

利用者が本スタジオ施設の利用中、利用者の責に帰する事由により当社又は第三者に損害を与えたときは、その利用者が当該損害に関する責を負い、直ちに当社又は第三者に対してその賠償を行うものとしします。

第18条（会員資格喪失）

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利も喪失します。

- ① 第20条に定める退会を申し出、当社がこれを承諾した場合
- ② 第21条により除名された場合
- ③ 会員本人が死亡した場合
- ④ 第22条により入会手続をした施設が閉鎖した場合
- ⑤ 法人会員においては、法人会員契約の終了・変更により会員資格を喪失した場合
- ⑥ 破産・民事再生・清算、会社更生の申立があった場合

第19条（休会）

会員は自己の都合により休会するときは、当社が定めた期日までに、第7条の定めにより手続を完了するものとしします。休会期間中も別に定める会費を支払うものとしします。

第20条（退会）

会員は自己の都合により退会するときは、当社が定めた期日までに、第7条の定めにより手続を完了するものとしします。当社は退会手続が完了するまで、会費を請求する権利を有します。

第21条（会員除名）

次の各号に該当する場合、当社はその会員を本スタジオから除名することができます。

- ① 第5条の入会資格を喪失したとき

- ② 本スタジオの会則及び当社が定める諸規則に違反したとき
- ③ 諸費用の支払いを連続して2ヶ月怠ったとき
- ④ 法令に違反したとき
- ⑤ その他当社が本スタジオ会員としてふさわしくないと認めたとき

第22条（施設の一時的閉鎖・一時的休業）

次の各号に該当するとき、当社は、施設の全部又は一部の閉鎖もしくは休業をすることができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。

但し、これにより会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

- ① 気象災害、その他外因事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき
- ② 施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ないとき
- ③ 定期休業等によるとき
- ④ その他重大な事由によりやむを得ないとき

第23条（利用の禁止）

次の各号に該当するときは施設利用を禁止します。

- ① 暴力団関係者であるとき
- ② 刺青、タトゥーがあるとき（本スタジオ運営者が不相当と認めるものを対象とします）
- ③ 集団感染する恐れのある疾病を有するとき
- ④ 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき
- ⑤ 過去に当社より除名の通告を受けていたとき
- ⑥ 飲酒等により、正常な施設利用ができないと当社が判断したとき
- ⑦ 医師から運動、入浴等を禁じられているとき
- ⑧ 妊娠しているとき
- ⑨ その他、正常な施設利用ができないと当社が判断したとき

第24条（諸費用の変更ならびに運営システム変更について）

1. 当社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用について当社が必要と判断したときは変更することができます。
2. 前項同様に施設運営システムを、当社が必要と判断したときは変更することができます。
3. 前2項を変更するときは、当社は1ヶ月前までに、会員にこれを告知します。
4. 法人会員においては、法人会員契約の変更により諸費用が変更になるときはそれに従うものとします。

第25条（会則の改訂）

当社は、本会則等の改訂を行うことができます。なお、改訂を実施するときは、当社は予め次条で定める方法で告知し、改訂した本会則等の効力は全会員に直ちに及ぶものとしません。

第26条（告知方法）

本会則等における会員への告知方法は、ホームページへの掲載とします。

第27条（準拠法及び管轄裁判所）

本会則等の準拠法は日本法とし、本会則等に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

TAKE IT EASY 株式会社

2013年1月25日 施行

2014年8月18日 改訂

2016年5月25日 改訂